

第 8 3 号議案

東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

（提案理由）

この案は、指定管理者による施設管理を実施する等のため提出
します。

東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ条例

東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ条例（平成１６年３月台東区条例第１号）の全部を改正する。

（設 置）

第１条 創業を支援し、もって区内産業の振興に寄与するため、東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ（以下「デザイナーズビレッジ」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第２条 デザイナーズビレッジの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ	東京都台東区小島二丁目 ９番１０号

（施 設）

第３条 デザイナーズビレッジには、次の施設を設ける。

- （１） 事務所
- （２） 交流室
- （３） 制作室

（事 業）

第４条 デザイナーズビレッジは、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （１） 創業の支援に関する事業
- （２） 入居者（第１３条の規定により事務所の利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。）と区内事業者等との交流の促進に関する事業

(3) 前2号に掲げるもののほか、東京都台東区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第5条 デザイナーズビレッジの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定）

第6条 前条の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他台東区規則（以下「規則」という。）で定める書類を添付して区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により総合的に審査し、デザイナーズビレッジの管理を行わせることにつき最適な団体を議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書の内容が最適なサービスの確保に資するものであること。

(2) 事業計画書の内容が施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、デザイナーズビレッジの設置目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、指定期間の満了に伴い指定管理者を指定する場合であって、現に指定管理者に指定されているもの（以下「現指定管理者」という。）から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者がデザイナーズビレッジの設置目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を議会の議決を経て、指定管理者に指定することができる。

（指定管理者が行う業務）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 第4条に掲げる事業の実施に関すること。
- （2） 施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収及び還付に関すること。
- （3） 施設及び設備の維持及び管理に関すること。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、区長がデザイナーズビレッジの管理上必要と認める業務

（個人情報取扱い）

第8条 指定管理者は、個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
その職を退いた後も同様とする。

（入居者の資格）

第9条 事務所に入居できる者は、次の各号のいずれの要件にも

該当するものとする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 個人又は中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。）であること。

(2) 創業する予定があること又は創業後5年以内であること。

(3) 創造的な制作、企画又は開発を主たる業務とする者であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める要件（利用の手続等）

第10条 事務所を利用する者の募集方法は、公募によるものとする。ただし、区長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 事務所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 第1項の公募に関する手続は、規則で定める。

（入居予定者）

第11条 区長は、前条第1項の公募に応じた者又は区長が特に認めた者の中から、規則で定めるところにより、入居予定者を決定する。

（入居手続）

第12条 入居予定者は、区長が指定する日までに、指定管理者に保証金を納付しなければならない。

2 保証金の額は、事務所の利用料金の3月分に相当する額とする。

（利用承認）

第 1 3 条 区長は、前条の保証金を納付した入居予定者に対して
事務所の利用を承認するものとする。

(利用期間)

第 1 4 条 事務所を利用できる期間は、3 年以内とする。ただし、
区長が特に必要と認める場合は、2 年に限り延長することができる。

(利用料金)

第 1 5 条 入居者は、規則で定めるところにより、指定管理者に
利用料金を納付しなければならない。

2 事務所の利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、
指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

3 交流室及び制作室の利用料金は、無料とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(共益費)

第 1 6 条 指定管理者は、入居者から共用部分の費用に充てるた
め共益費を徴収する。

2 共益費の額は、利用状況に応じて指定管理者が区長の承認を
得て定めるものとする。

(利用料金及び共益費の不還付)

第 1 7 条 既納の利用料金及び共益費は、還付しない。ただし、
指定管理者が規則で定める特別の理由があると認めるときは、
その全部又は一部を還付することができる。

(入居者の費用負担)

第 1 8 条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 入居者の責に帰すべき事由によって生じた施設の修繕等

に要する費用

(2) 前号に掲げるもののほか、入居者に負担させることが適当と認められる費用

(利用権の譲渡禁止)

第19条 入居者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(入居者の管理義務等)

第20条 入居者は、善良な管理者としての注意を払い、施設を正常な状態において利用し、及び近隣住民の生活を乱さないようにしなければならない。

2 入居者は、施設に模様替えその他の工作を加える行為をしてはならない。ただし、あらかじめ区長の許可を受けたときは、この限りでない。

3 入居者は、事務所を長期にわたり利用しないときは、指定管理者に届け出なければならない。

4 指定管理者は、施設の管理上必要があると認めるときは、入居者に対して指示をすることができる。

(事務所の返還)

第21条 入居者は、事務所を返還しようとするときは、区長に届け出て、検査を受けなければならない。

(利用承認の取消し等)

第22条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事務所の利用の承認を取り消し、又は停止することができる。

(1) 事務所の利用の目的に反する行為をしたとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は

指定管理者の指示に従わないとき。

(3) 災害その他の事故により事務所の利用ができなくなったとき。

(4) 偽りその他不正の行為により利用の承認を受けたことが判明したとき。

(5) 利用料金又は共益費を正当な理由がなく3月以上滞納したとき。

(6) 正当な理由がなく1月以上事務所を利用しないとき。

(7) 施設を故意又は重大な過失により毀損したとき。

(8) 営業成績が著しく悪化していると認められるとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が施設の管理上支障があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第23条 入居者は、事務所を返還しようとするとき又は前条の規定により事務所の利用の承認を取り消されたときは、事務所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第24条 入居者は、施設又は設備に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項及び付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の東京都台東区立台東デザイナーズビレッジ条例（以下「新条例」という。）第6条の規定による指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

- 3 新条例第10条第2項の規定による事務所の利用の申請その他利用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第15条関係）

室番号	利用料金（1室当たり）
201	月額31,000円
202、204、206、208、 301、302、304、307、 309	月額30,000円
203、205、207、209、 303、305、306、308	月額15,000円